

認定通関業者等が行うカルネ申告に係る所轄の特例についての公告

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴令」という。）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第7条の2第1項又は同法第67条の3第1項第1号の承認を受けた者（下記1.の対象官署における輸出申告又は輸入申告の手続を自ら行う者に限る。）及び同法第79条第1項の認定を受けた者（以下「認定通関業者等」という。）が行う「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）」、「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」及び「物品の一時輸入のための日本と台湾との間で締結された民間協定」に基づく通関手帳により一時的に輸出入される貨物に係る輸出入申告（一時的に輸出入された貨物の再輸出入に係る申告を含む。以下「カルネ申告」という。）に係る所轄の特例について以下のとおり定め、令和3年4月1日から施行することとしたので、関税法施行令第92条第5項及び輸徴令第30条第5項の規定により公告する。

令和3年3月25日

名古屋税関長 羽田 弘

記

1. 対象官署

名古屋税関本關、南部出張所及び西部出張所

2. カルネ申告の所轄の特例

上記1.の対象官署の管轄区域内に蔵置される貨物であって、認定通関業者等がカルネ申告を行う場合において、認定通関業者等が、事業所・営業所ごとに、当該貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（下記3.において「蔵置官署」という。）以外の対象官署に対してカルネ申告をすることについてあらかじめ税関に申出があったときは、対象官署の管轄区域に関わらず、当該申出に基づく税関官署（下記3.において「申告官署」という。）において、そのカルネ申告に係る手続を行うものとする。

3. カルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認

上記2.により行うカルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認は、原則、蔵置官署において行うものとする。ただし、当該貨物の貨物確認については、申告官署の長が必要と認めるときは、申告官署において行うことができるものとする。

#### 4. 開庁時間以外における取扱い

この公告による所轄の特例は、名古屋税関管内の税関官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告（平成22年公示第236号）の適用を受ける場合は、この限りでない。